

芸西商工会スポーツ合宿支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸西商工会（以下「商工会」といいます。）が、スポーツの合宿誘致による地域の活性化を図るため、芸西村内において合宿を実施する、県内外及び国外のアマチュアスポーツ団体（以下「アマススポーツ団体」といいます。）に対する支援として実施する、芸西村スポーツ合宿支援事業助成金（以下「助成金」といいます。）の交付に関し、必要な事項を定めるものです。

(助成の要件)

第2条 別表1に記載する競技のアマススポーツ団体、別表2に記載する日本トップリーグ連携機構に所属する団体（以下「トップリーグチーム」といいます。）、別表3に記載する競技団体の日本を代表とするチーム（以下「日本代表チーム」といいます。）、別表4に記載する競技種目を行う国外チーム（代表チームを含む）が、当該助成金の交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）の施行日から3月31日の間に、芸西村内で営業するホテル及び旅館での宿泊を伴う合宿を実施することを要件とします。

2 前項の規定において、大会参加を目的としたもの及び修学旅行については対象外とします。

(助成金額)

第3条 一申請あたりの助成金の限度額や延べ宿泊数に応じた助成単価は、次表のとおり。

年度内に複数回の交付申請を行う場合は、前回申請した合宿の終了日から1ヶ月以上経過して実施する合宿を助成金の交付対象とします。

チーム種別	延べ宿泊数	助成単価(1泊1人当たり)
日本代表チーム 及び国外の代表チーム	1泊以上	1,000円
トップリーグチーム		
上記以外のチーム		

(バス利用加算)

第4条 芸西村内の合宿施設や宿泊施設への移動のために、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車（以下「貸切バス」といいます。）を運送する芸西村内に本社を置く事業者の貸切バスを利用する場合は、予算の範囲内で次表のとおり前項の助成金額に加算します。

助成対象経費	助成額	助成金限度額
アマススポーツ団体が助成金を活用して実施する合宿に使用する貸切バスの借上費	2万円/日	10万円

(申請)

第5条 アマススポーツ団体の代表者（以下「代表者」といいます。）は、助成金の受付期間に助成金を申請しようとするときは、合宿を開始する前（およそ2週間前）までに、申請書（様式第1号）を商工会会長（以下「会長」といいます。）に提出して下さい。なお、合宿実施までに提出がない場合は、助成金の申請を受理しない場合があります。

2 前項に定める受付期間であっても、助成金の申請額が予算額に達したときは、申請書の受付を保留する場合があります。この場合、代表者に対して保留をお知らせするとともに、予算額に達したことにより受付を保留していることを商工会のホームページで告知します。

(助成の決定)

第6条 会長は、前条による申請が適当と認められたときは、助成を決定し代表者に助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知することとします。

(計画の変更)

第7条 代表者は、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、速やかに変更申請書(様式第3号)を提出して下さい。

ア 助成事業を中止・廃止しようとするとき

イ 助成金申請を取消しようとするとき

ウ 助成申請額を増額しようとするとき

エ 助成申請額を3割以上減額しようとするとき

オ 日程の変更をしようとするとき

2 会長は、変更申請が適当と認められたときは、助成変更を決定し代表者に助成金交付変更通知書(様式第4号)により通知することとします。

(実績報告)

第8条 代表者は、合宿終了の日から30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)及び助成金請求書(様式第8号)を会長に提出してください。

なお、期限までに提出のない場合は助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

(助成金額の確定及び精算払)

第9条 会長は、前条による実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し助成金を支払うこととします。

(助成金交付の取り消し)

第10条 助成金の交付決定後においても、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 代表者又は宿泊者が別表5のいずれかに該当するとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(検査等)

第11条 会長は、必要に応じ代表者に対して、助成事業の実施状況についての報告を求め、又は調査ができるものとします。

(関係書類の整備)

第12条 代表者は、申請の根拠となる関係書類を整備・保管し、業務完了年度の翌年から5年間保存

して下さい。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、商工会が別に定めるものとします。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行します。

芸西村スポーツ合宿支援事業助成金交付要綱別表

(令和3年3月末現在)

別表1 (第2条関係)

■競技

球技	<ul style="list-style-type: none"> ・野球・ソフトボール・卓球・バドミントン・テニス・ハンドボール・ゴルフ ・サッカー・ホッケー・ドッジボール・バレーボール・ビーチバレー ・バスケットボール・ボウリング・ソフトテニス・ラグビー・フットボール ・ラクロス・フレスコボール
歩・走	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング・ジョギング・ランニング・陸上競技・マラソン
体操・ダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・体操・ダンス・舞踊・バレエ・よさこい鳴子踊り
武道	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンシング・気功・柔道・居合道・なぎなた・空手道・剣道・銃剣道 ・少林寺拳法・相撲・弓道・レスリング・テコンドー・ボクシング・合気道・太極拳
野外	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイキング・フィールドアスレチック・サイクリング・クライミング ・アーチェリー・オリエンテーリング・ボート・登山・カヌー・スキー ・スノーボード・ホステリング・自転車競技・パラグライダー・ハングライダー ・フィッシング・トライアスロン・スケートボード・ネイチャーゲーム
ニュー スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・スカッシュバレー・フットサル・パドルテニス・ボッチャー・ターゲット ・バードゴルフ・フライングディスク・綱引き・ゲートボール・バウンドテニス ・グラウンドゴルフ・キンボール・カローリング・ソフトバレーボール ・ティーボール・パークゴルフ・ペタンク・ダーツ・インディアカ・スナックゴルフ ・スポーツチャンバラ・縄跳び
水泳・マリン	<ul style="list-style-type: none"> ・アクアビクス・セーリング・カヌー・水球・スキューバダイビング・水泳 ・シンクロナイズドスイミング・サーフィン・ウィンドサーフィン
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アイススケート・アイスホッケー・クレール射撃・ライフル射撃 ・ウェイトトレーニング・ウェイトリフティング・パワーリフティング・馬術・ローラースケート・ビリヤード ※その他、商工会がスポーツと認めるもの

別表2 (第2条関係)

■日本トップリーグ連携機構に所属する団体

①一般社団法人日本女子サッカーリーグ (なでしこリーグ)
②一般財団法人日本フットサル連盟日本フットサルリーグ (Fリーグ)
③公益社団法人日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)
④一般社団法人日本バレーボールリーグ機構 (Vリーグ)
⑤公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (Bリーグ)
⑥一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ (WJBL)
⑦一般社団法人日本ハンドボールリーグ (JHL)
⑧ジャパンラグビートップリーグ
⑨アジアリーグアイスホッケー実行委員会
⑩一般社団法人ホッケー・ジャパン・ジャパンオフィス
⑪日本女子ソフトボールリーグ機構
⑫一般社団法人日本社会人アメリカンフットボールリーグ (Xリーグ)

別表3（第2条関係）

日本オリンピック委員会(JOC)に加盟している競技団体

■正加盟団体

(公財)日本陸上競技連盟	(公財)日本水泳連盟
(公財)日本サッカー協会	(公財)全日本スキー連盟
(公財)日本テニス協会	(公社)日本ボート協会
(公社)日本ホッケー協会	(一社)日本ボクシング連盟
(公財)日本バレーボール協会	(公財)日本体操協会
(公財)日本バスケットボール協会	(公財)日本スケート連盟
(公財)日本アイスホッケー連盟	(公財)日本レスリング協会
(公財)日本セーリング連盟	(一社)日本ウエイトリフティング協会
(公財)日本ハンドボール協会	(公財)日本自転車競技連盟
(公財)日本ソフトテニス連盟	(公財)日本卓球協会
(公財)全日本軟式野球連盟	(公財)日本相撲連盟
(公社)日本馬術連盟	(公社)日本フェンシング協会
(公財)全日本柔道連盟	(公財)日本ソフトボール協会
(公財)日本バドミントン協会	(公財)全日本弓道連盟
(公社)日本ライフル射撃協会	(公財)全日本剣道連盟
(公社)日本近代五種協会	(公財)日本ラグビーフットボール協会
(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会	(公社)日本カヌー連盟
(公社)全日本アーチェリー連盟	(公財)全日本空手道連盟
(公社)全日本銃剣道連盟	(一社)日本クレール射撃協会
(公財)全日本なぎなた連盟	(公財)全日本ボウリング協会
(公社)日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟	(一財)全日本野球協会
(特非)日本スポーツ芸術協会	(公社)日本武術太極拳連盟
(公社)日本カーリング協会	(公社)日本トライアスロン連合
(公財)日本ゴルフ協会	(公社)日本スカッシュ協会
(公社)日本ビリヤード協会	(公社)日本ボディビル・フィットネス連盟
(一社)全日本テコンドー協会	(公社)日本ダンススポーツ連盟
(一社)日本バイアスロン連盟	(一社)日本サーフィン連盟
(一社)ワールドスケートジャパン	

■準加盟団体

(一社)日本カバディ協会	(一社)日本セパタクロー協会
(公社)日本アメリカンフットボール協会	(公社)日本チアリーディング協会
(公社)日本コントラクトブリッジ連盟	(一財)日本航空協会

■承認団体

(公社)日本オリエンテーリング協会	(公社)日本パワーリフティング協会
(公社)日本ペタンク・ブール連盟	(一社)日本フライングディスク協会
(一社)日本クリケット協会	

別表4 (第2条関係)

■国外チームの助成対象となる競技種目

オリンピック競技種目	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳・アーチェリー・陸上競技・バドミントン・野球、ソフトボール ・バスケットボール・ボクシング・カヌー・自転車競技・馬術・フェンシング ・サッカー・ゴルフ・体操・ハンドボール・ホッケー・柔道・空手・近代五種 ・ボート・ラグビー・セーリング・射撃・スケートボード・スポーツクライミング ・サーフィン・卓球・テコンドー・テニス・トライアスロン・バレーボール ・ウエイトリフティング・レスリング (33競技)
パラリンピック競技種目	<ul style="list-style-type: none"> ・アーチェリー・バドミントン・ボッチャ・カヌー・自転車競技・馬術 ・5人制サッカー・ゴールボール・柔道・陸上競技・パワーリフティング ・水泳・ボート・射撃・シッティングバレーボール・卓球・テコンドー ・トライアスロン・車椅子バスケットボール・車椅子フェンシング ・ウィルチェアーラグビー・車椅子テニス (22競技)

別表5（第10条関係）

- 1 暴力団（芸西村暴力団排除条例（平成23年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

芸西商工会
会長

様

(申請者) 所在地 (会社・学校・自宅) ○印をしてください。

〒

団体名

代表者 職・氏名

印

年度芸西村スポーツ合宿支援事業助成金申請書

芸西村スポーツ合宿支援事業助成金として、下記のとおり申請します。

記

1. 助成金申請額 金 円
(申請額のうち、バス加算額 円)

2. 合宿実施計画

合宿開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
参加者及び宿泊数	人 ×	泊 = 延べ	泊
宿泊施設名	住所 名称		
合宿施設名			
競技種目			
※バス利用加算の有無	有・無 (使用区間: _____)		
過去3年間の合宿 実施地域 (都道府県)	2021年 (R3)	2020年 (R2)	2019年 (R元)
申請者の連絡先 (又は担当者の連絡 先)	職・氏名		
	電話番号		
	E-mail		
旅行会社仲介の有無	有・無 (会社 名: _____)		

※バス利用加算は、芸西村内に本社を置くバス会社の貸切バスの利用が対象になります。

3. 添付書類

- (1) 合宿で利用する施設の予約（仮予約）が確認できる「予約確認票」等の写し
- (2) バス使用加算を申請する場合は、バス借上が確認できる「見積書」等の写し
- (3) 旅行会社へ仲介を依頼した場合は、旅行会社が作成する「行程表」等の写し

旅行会社（営業所）名		
連絡先	担当者氏名	
	電話／FAX	／
	E-mail	

【参考】

（助成金額第）3条 一申請あたりの助成金額は、次表のとおり。

年度内に複数回の交付申請を行う場合は、前回申請した合宿の終了日から1ヶ月以上経過して実施する合宿の申請とします。（交付要綱第3条）

チーム種別		延べ宿泊数	助成単価／泊
A	日本代表チーム及び 国外の代表チーム	1泊以上	1,000円／人
B	トップリーグチーム		
C	上記以外のチーム		

※注意：大会参加目的のもの及び修学旅行については対象外とします。

（バス利用加算）第4条 芸西村内に本社を置く事業者の貸切バスを利用する場合は、予算の範囲内で次表のとおり前条の助成金額に加算します。

助成対象経費	助成率	助成金限度額
芸西村内で実施する合宿に使用する貸切バスの借上げ経費	1日2万円	10万円

※助成金計算例

A チーム種別、参加者20人、合宿期間7日（7泊）の場合

$$= 20人 \times 7泊 = 延べ140人泊$$

$$= 1,000円 \times 140泊 = 140,000円$$

B チーム種別、参加者20人、合宿期間14日（14泊）の場合 バス利用

$$= 20人 \times 14泊 = 延べ240人泊$$

$$= 1,000円 \times 240泊 + 20,000円 \times 5日（限度額） = 340,000円（限度額）$$

令和 年 月 日

(申請者)

〒

所在地

団体名

代表者 職・氏名

様

芸西商工会

会長

印

年度芸西村スポーツ合宿支援事業助成金交付決定通知書

芸西村スポーツ合宿支援事業助成金として、下記のとおり交付決定します。

記

1. 助成金申請額 金 円
(申請額のうち、バス加算額 円)

芸西商工会
会長

様

(申請者) 所在地 〒

団体名

代表者 職・氏名

印

年度芸西村スポーツ合宿支援事業助成金変更申請書

下記のとおり計画変更を申請します。

記

変更内容	中止・廃止・取消・増額・減額・日程変更・その他 ()	
変更理由		
合宿期間	(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
参加者及び宿泊数	(人 × 泊 = 延べ 泊) 人 × 泊 = 延べ 泊	
宿泊施設名	()	
合宿施設名	()	
貸切バス使用の有無	有・無	使用区間： ー
申請者の連絡者 (又は担当者の連絡先)	職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	
旅行会社仲介の有無	有・無	会社名：

※変更の生じた部分のみ記入し、変更前を上段 () 書きにして下さい。

令和 年 月 日

(申請者)

〒

所在地

団体名

代表者 職・氏名

様

芸西商工会

会長

印

年度芸西村スポーツ合宿支援事業助成金交付変更決定通知書

芸西村スポーツ合宿支援事業助成金として、下記のとおり交付変更決定します。

記

1. 助成金変更申請額 金 円
(申請額のうち、バス加算額 円)

芸西商工会
会長

様

(申請者) 所在地： 〒

団体名

代表者 職・氏名

印

年度芸西村スポーツ合宿支援事業助成金実績報告書

このことについて、事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

助成金額 _____ 円

■合宿実績

合宿開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
参加者及び宿泊日数	人 × 泊 = 延べ 泊
助成金請求額	円 (うち、バス加算額 円)
宿泊施設名	
合宿費合計	(円) ※宿泊費領収金額
合宿施設名	
競技種目	
貸切バスの使用	有・無 (会社名:)
	使用台数: 台 (使用区間: -)
	借上げ経費計 (円) ※領収金額
旅行会社の仲介	有・無 (会社名:)

- ※添付書類 ①宿泊証明書 (様式第6号)
 ②貸切バス運行証明書 (様式第7号) ※貸切バス利用の場合
 ③合宿アンケート

宿 泊 証 明 書

宿泊団体名 (申請者名)																					
合宿期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 () 日間																				
宿泊期間	令和 年 月 日 () チェックイン 令和 年 月 日 () チェックアウト () 日間宿泊																				
延べ宿泊数	<table style="border: none;"> <tr><td>月</td><td>日</td><td>泊</td><td rowspan="6" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td><td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">延べ _____ 泊</td></tr> <tr><td>月</td><td>日</td><td>泊</td></tr> <tr><td>月</td><td>日</td><td>泊</td></tr> <tr><td>月</td><td>日</td><td>泊</td></tr> <tr><td>月</td><td>日</td><td>泊</td></tr> <tr><td>月</td><td>日</td><td>泊</td></tr> </table>	月	日	泊	}	延べ _____ 泊	月	日	泊	月	日	泊	月	日	泊	月	日	泊	月	日	泊
月	日	泊	}	延べ _____ 泊																	
月	日	泊																			
月	日	泊																			
月	日	泊																			
月	日	泊																			
月	日	泊																			
宿泊費合計額	<p>※お願い 宿泊費領収額をご記入ください。</p> <p>_____ 円</p>																				

上記のとおり、宿泊したことを証明します。

令和 年 月 日

宿泊施設名

_____ 印

住 所 〒 _____

貸切バス運行証明書

アマ合宿団体名 (申請者名)				
取扱旅行会社 支店営業所名				
日 程 等	運行日	運行区間	利用人数	借上げ費用 _____ 円
	月 日	—		
	月 日	—		
	月 日	—		
	月 日	—		
	月 日	—		
	月 日	—		
	月 日	—		

上記のとおり、運送約款に基づいた条件にて運行したことを証明します。

令和 年 月 日

運行会社	所在地 〒
	会社名
	記載者名 :

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

- 借上げ費用は、領収金額を記入してください。
- 運行日は、合宿の出発から帰着までの間に運行した日を記載してください。
- 運行区間は、市区町村、駅、空港、施設名など、起終点や経由地を記入してください。
- 記載事項が不足する場合や複数のバス会社を利用した場合は、本紙をコピーしてください。
- 本様式の写し等での提出は不可、必ず運行バス会社の押印のある原本を提出してください。

令和 年 月 日

助成金請求書

金	円
---	---

ただし、令和3年度芸西村スポーツ合宿支援事業助成金として上記の金額を請求します。

芸西商工会
会長

様

(申請者) 所在地： 〒

団体名：

代表者 職・氏名

⑩

口座振込依頼	
金融機関名	銀行 支店
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	<u>※通帳表紙のとおり記載してください。</u> ()

※申請者と異なる口座名義への振込や仲介した旅行者へ合宿経費等を振込む場合は、委任状(様式第9号)を添付してください。

委任状

(代理人) 所在地 〒

団体名

代表者 職・氏名：

私は上記の者を代理人と定め、下記の令和 年 月 日付で実績報告を行った、令和3年度芸西村スポーツ合宿支援事業助成金の受領に関する権限を委任します。

つきましては、別紙、助成金請求書（様式第8号）に記載する金 _____ 円を上記代理人の口座へ振込みをお願いします。

記

■ 年度芸西村スポーツ合宿支援事業助成金実績報告内容

合宿開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
参加者及び宿泊日数	人 × 泊 = 延べ 泊 ※宿泊証明泊数
助成金請求額	円（うち、バス加算額 円）
宿泊施設名	
宿泊費合計	（ _____ 円）※宿泊費領収金額
合宿施設名	
競技種目	
貸切バスの使用	有・無（借上げ経費計： _____ 円）※領収金額等
旅行会社の仲介	有・無（会社名： _____ ）

令和 年 月 日

(申請人) 所在地 〒

団体名

代表者 職・氏名

印